

TAX LAW NEWSLETTER

2022年6月号 (Vol.52)

最新事例解説

ユニバーサルミュージック事件最高裁判決
(最高裁令和4年4月21日第一小法廷判決)

I. はじめに

II. 事案の概要

III. 本判決の内容

IV. 本判決の意義

V. 終わりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 栗原 宏幸

TEL. 03 6266 8727

hiroyuki.kurihara@mhm-global.com

弁護士 原田 昂

TEL. 03 6266 8512

takashi.harada@mhm-global.com

税理士 山田 彰宏

TEL. 03 5223 7770

akihiro.yamada@mhm-global.com

I. はじめに

1. 概要

本ニュースレターでは、ユニバーサルミュージック事件最高裁判決¹（以下「本判決」といいます。）をご紹介します。

本判決の事案は、企業グループの組織再編成の一環として行われた866億円ものグループ内借入れに関し、課税庁が、法人税法132条に定める同族会社等の行為計算否認規定を適用し、当該借入れによる利子の損金算入を否認したというものです。一審、控訴審ともに課税処分は違法と判断されていましたが²、最高裁も本判決で課税処分は違法と判断し、納税者勝訴が確定しました。

本判決は、組織再編成等のプランニングや税務争訟の実務において多大な影響を与えるものであり、これから組織再編成等を行うことを検討している企業やその税務アドバイザーは、本判決の内容を十分に理解した上で否認リスクの検討を行う必要があります。

2. 同族会社等の行為計算否認規定について

(1) 行為計算否認規定とは

¹ 最高裁令和4年4月21日第一小法廷判決。

² 第一審判決（東京地裁令和元年6月27日判決）については [TAX LAW NEWSLETTER 2019年10月号 \(Vol.36\)](#)、控訴審判決（東京高裁令和2年6月24日判決）については [TAX LAW NEWSLETTER 2020年10月号 \(Vol.43\)](#) をご参照ください。

TAX LAW NEWSLETTER

税法の適用については、法的安定性を確保するため、課税は私法上の法律関係に即して行われ³、税負担の有無や多寡を考慮して法形式を選択したとしても、そのことをもって直ちに税務上否認されることはない、というのが原則です⁴。

もっとも、税負担を回避する目的で不当に私法上の法形式を利用する、いわゆる租税回避行為を防止するため、例外的に、当該私法上の法形式を税務上否認する権限を課税当局に与えるための規定が現行法上存在します。これは一般に「行為計算否認規定」と呼ばれており、現行法上、同族会社等に関して適用されるもの（法人税法 132 条、所得税法 157 条 1 項等）、組織再編成等に関して適用されるもの（法人税法 132 条の 2、所得税法 157 条 4 項）等が存在します。

(2) 同族会社等の行為計算否認規定（法人税法 132 条）とは

これらの行為計算否認規定のうち、本判決の事案で適用が争われたのは、「同族会社等の行為計算否認規定」である法人税法 132 条です。

同条は、同族会社（3 つ以下の株主グループで 50% 超の株式を保有される会社）及びこれに準ずる一定の法人につき、「税務署長は…法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる」と規定しています（同条 1 項）。

同条の適用の可否は、基本的に、上記下線部の「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」という要件（以下「法人税法 132 条 1 項の不当性要件」といいます。）が満たされるかどうかで決まります。この点、法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準としては、従来から、「もっぱら経済的、実質的見地において当該行為計算が純粋経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判定すべき」とされていました⁵。

II. 事案の概要

音楽事業を目的とする日本法人である被上告人（ユニバーサルミュージック合同会社（UMGK））は、平成 20 年 12 月期から平成 24 年 12 月期までの法人税の確定申告において、同族会社であるフランス法人（ユニバーサルミュージックインターナショナルファイナンス S.A.S（UMIF））からの借入れ（以下「本件借入れ」といいます。）に係る支払利息の額を損金の額に算入して申告しました。

³ 金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂 2021 年）129 ページ。

⁴ いわゆる航空機リース事件控訴審判決（名古屋高裁平成 17 年 10 月 27 日判決税資 255 号順号 10180）。

⁵ 後述のとおり、本判決の意義の 1 つは、法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準としてこれと同旨の基準を採用することを正面から判示した点にありますが、過去の最高裁判決にも、本文で掲げた判断基準を適用した高裁判決の判断を是認したものがありました（最高裁昭和 53 年 4 月 21 日第二小法廷判決訟月 24 巻 8 号 1694 ページ、最高裁昭和 59 年 10 月 25 日第一小法廷判決集民 143 号 75 ページ）。

TAX LAW NEWSLETTER

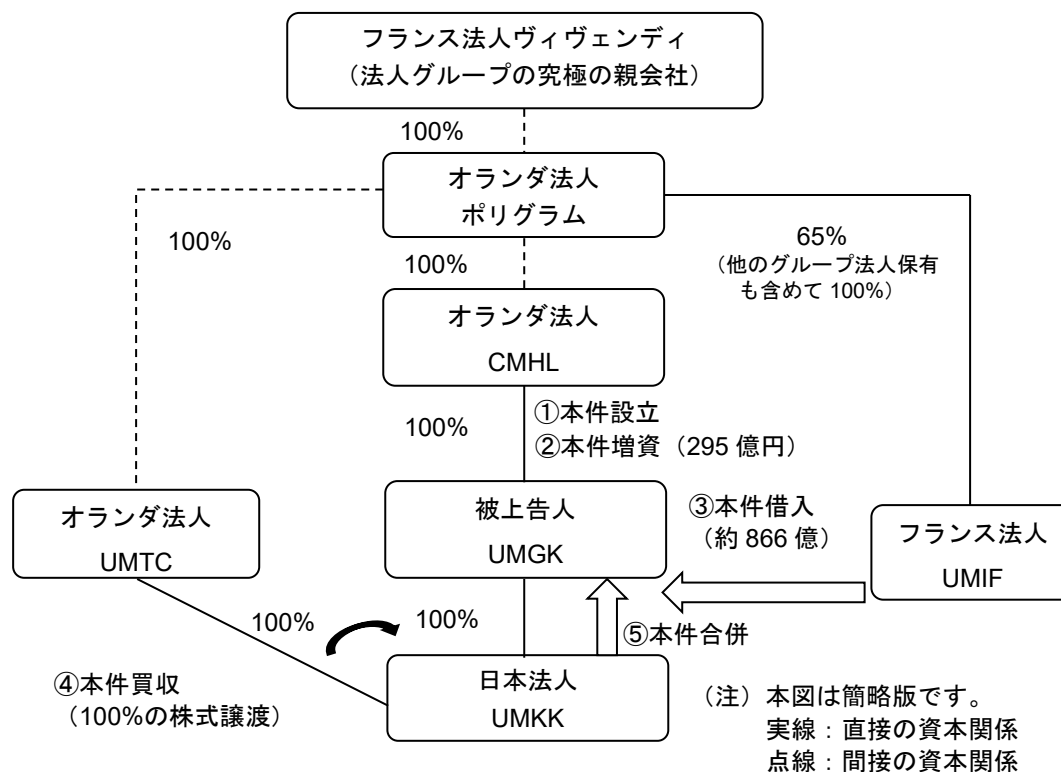
これに対し、税務署長は、当該支払利息の損金算入を認めず、各事業年度に関する法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしました。

被上告人は、本件借入れは、8つの目的を達成するために行われた被上告人を含むグループ法人の組織再編取引の一環としての取引であり、経済的合理性がある取引であるから、上記の課税処分は法人税法132条1項の不当性要件を満たさない違法な処分であると主張していました。

本件借入れに関連する事実関係及び当事者関係図は、以下のとおりです。

H20.10.7 ①本件設立	被上告人が、CMHL（センテナリーミュージックホールディングスリミテッド B.V.）の完全子会社として200万円の資本金により設立された。
H20.10.29 ②本件増資	被上告人は、CMHL から295億円の追加出資を受けた。
H20.10.29 ③本件借入れ	被上告人は、UMIF から866億6,132万円を借り入れた。
H20.10.29 ④本件買収	被上告人は、UMTC（ユニバーサルミュージックトレーディングカンパニー B.V.）からUMKK（ユニバーサルミュージック株式会社）の全発行済株式を1,144億1,800万円で取得した ⁶ 。
H21.1.1 ⑤本件合併	被上告人は、UMKK を吸収合併した。

図：当事者関係図



⁶ そのほか、被上告人は、ポリグラムの間接的な完全子会社である日本法人MGBKK及びV2Jの全発行済株式をそれぞれ14億6,900万円及び32万円で取得しています。

TAX LAW NEWSLETTER

Ⅲ. 本判決の内容

1. 法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断枠組み

(1) 本判決は、法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断枠組みについて、同項の『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち、経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である」と判示しました。

(2) そして、経済的合理性の判断に関し、「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものである」とした上で、「本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である」と判示しました。

2. 法人税法 132 条 1 項の不当性要件の本件へのあてはめ

本判決は、上記 1. の判断枠組みに基づき、まず、本件借入れがその目的において不合理と評価されるかという点に関し、「本件組織再編取引等⁷は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものである」ということができるため、「本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない」と判示しました。

その上で、本件借入れに係るその他の事情に関し、「本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある」としつつ

⁷ 最高裁は、被上告人の設立（本件設立）から被上告人と UMKK との合併（本件合併）までの一連の取引を「本件組織再編取引」と定義し、本件増資、本件借入れ及び日本法人の資金面に関する取引を「本件財務関連取引」と定義し、両者の総称を「本件組織再編取引等」と定義しています。

TAX LAW NEWSLETTER

も、それ以外の事情も考慮すれば、「上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとはいい難い」とし、「本件借入れは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものとはいえない」と結論付けて、国の上告を棄却しました。

IV. 本判決の意義

1. 法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準を初めて判示したと

(1) 本判決の第一の意義は、法人税法 132 条 1 項の不当性要件は、「**経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち、経済的合理性を欠く**」か否かという判断基準により判断すべきことを、最高裁として正面から判示した点です（上記Ⅲ.1.(1)の判示）。

これまでの最高裁判決には、同様の判断基準により法人税法 132 条 1 項の不当性要件を適用した高裁判決を是認したものは存在しましたが（脚注 5）、ここまで詳しく判示したものはありませんでした。

(2) この点、本件の一審判決は、同じく経済的合理性を判断基準としながらも、「同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。」という判示や、「同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。」という判示をしており、これらの判示は研究者や実務家から（主に批判的に）注目を集めていました⁸。

本判決は、一審判決の上記各判示の当否に何ら言及していませんが、法人税法 132 条 1 項の趣旨として同族会社等において生じる問題点を踏まえた税負担の公平を掲げていること⁹や、法人税法 132 条 1 項の不当性要件のあてはめに関する判示内容を踏まえると、一審判決のような解釈は採用していないものと考えられます。

⁸ 吉村政穂「最近の裁判例に見る租税回避否認規定の課題」租税研究 846 号 179 ページ以下等

⁹ 本判決は、「法人税法 132 条 1 項は、同項各号に掲げる法人である同族会社等においては、その意思決定が少数の株主等の意思に左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたものである。」と判示しています。

TAX LAW NEWSLETTER

(3) なお、本判決の判示の「経済的合理性を欠くものとはいえない」という結論部分の記載からも窺えるように、法人税法 132 条 1 項の不当性要件については、「行為又は計算が経済的合理性を欠くこと」を根拠づける事実につき課税庁（国）が主張立証責任を負うものと考えられます。

2. 否認対象行為が企業グループの組織再編成の一環として行われた行為の場合の判断枠組みを示したこと

(1) 本判決は、同族会社等による金銭の借入れについての経済的合理性の判断は、「当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべき」と判示した上で、「本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合」には、「当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的…において不合理と評価されることとなる。」と判示しました（上記Ⅲ.1.(2)の判示）。

以上の判示で示された判断枠組みは、行為計算否認規定により否認された行為（以下「**否認対象行為**」といいます。）が借入れ以外の行為であったとしても、当該否認対象行為が「ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として」行われたものである場合には、基本的に妥当するものと考えられます。

(2) 上記判示の注目すべき点は、**一連の取引全体の経済的合理性が、否認対象行為の「目的」の合理性として、否認対象行為の経済的合理性の判断の考慮要素の 1 つとなると判示した点です。**

本件の控訴審判決も、本件借入れを含む一連の再編行為に対する評価を経済的合理性の判断に取り入れていましたが（詳細は下記 3.参照）、その位置付けは明確ではありませんでした。本判決により、一連の再編行為の経済的合理性は否認対象行為の「目的」の合理性として考慮要素となることが明確になりました。

なお、下記(3)のとおり、経済的合理性の判断は総合判断によるとされています。しかし、一連の再編行為全体が経済的合理性を欠いている場合（つまり否認対象行為の目的が不合理な場合）に、総合判断により否認対象行為の経済的合理性が認められることは考え難く、その場合は否認が適法とされる場合が多いと考えられます。よって、**実務上は、一連の再編行為全体について経済的合理性が認められること（否認対象行為の「目的」が合理的であること）が、法人税法 132 条 1 項による否認を免れるために必要不可欠の条件といえます。**

(3) もっとも、否認対象行為（本件借入れ）の経済的合理性は「目的や融資条件等の諸事情」による総合判断であるという本判決の判示によれば、仮に、一連の再編行為につき経済的合理性が認められ、これにより否認対象行為の「目的」が合理的

TAX LAW NEWSLETTER

であるといえる場合であっても、否認対象行為の取引条件等が不合理な場合（その判断枠組みについては下記5.参照）には、総合判断の結果、法人税法132条1項による否認が認められる場合があり得る、ということになります。

よって、実務上は、一連の再編行為につき全体として経済的合理性が認められるか否かの検討だけでなく、否認対象行為の取引条件等が合理的であるか否かの検討も、法人税法132条1項による否認リスクの有無や程度を判断する上で必要不可欠といえます。

3. 企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引全体についての経済的合理性の判断枠組みを示したこと

(1) 本判決は、企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引全体の経済的合理性の有無は、①「当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか」（行為・計算の不自然性）と、②「税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」（合理的な理由となる事業目的等の不存在）等の事情を考慮して判断する旨判示しました（上記Ⅲ.1.(2)の判示）。

(2) 組織再編成等に係る行為計算否認を規定する**法人税法132条の2**に関し、ヤフー事件最高裁判決¹⁰は、「同条にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制…に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいう」と判示した上で、「その濫用の有無の判断に当たっては、<1>当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、<2>税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。」と判示していました。

本判決の①②の判示が、ヤフー事件最高裁判決の上記<1><2>の判示を基本的にそのまま借用したものであることは明らかです。これは、上記<1><2>の判示が、「経済合理性基準の具体的な内容に係る通説的見解とされている『〔行為・計算が〕異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合』（金子宏『租税法第20版』471頁）に含まれている2つの要素を、組織再

¹⁰ 最高裁判平成28年2月29日第一小法廷判決民集70巻2号242ページ。

TAX LAW NEWSLETTER

編成の場面に即して表現を修正したものであるとの理解（同事件の最高裁調査官解説¹¹⁾に基づき、法人税法 132 条 1 項の不当性要件においても、組織再編成の経済的合理性はヤフー事件最高裁判決と同一の考慮要素により判断すべきことを明らかにしたものであるといえます。

(3) なお、今回の本判決におけるヤフー事件最高裁判決の上記<1><2>の判示の借用により、これら<1><2>の判示が経済的合理性の考え方によるものであることが、改めて確認されたこととなります。

そのため、翻って、ヤフー事件最高裁判決が判示した**法人税法 132 条の 2**の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」という要件の解釈においても、<1>と<2>の判示は、あくまで経済的合理性の観点から適用すべきであり、「通常は想定されない」、「実態とは乖離した形式」を、経済的合理性から離れて税法独自の観点から判断してはならない、と考えるべきことが、本判決により明らかにされたといえます。

この点に関し、いわゆる TPR 事件一審判決・控訴審判決¹²⁾は、適格合併による子会社の繰越欠損金の引継ぎを法人税法 132 条の 2 により否認した課税処分を適法と判断するに当たり、100%グループ内の適格合併は「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定して」いるとの理解を示し、事業の移転・継続を欠いていることをもって、同事件の適格合併は不自然であると判示しています。

しかし、上記の一審・控訴審の判断は、組織再編成の経済的合理性とは全く関係のない、税法固有の観点から、行為・計算の不自然性を判断しており、ヤフー事件最高裁判決の<1><2>の判示を誤って適用したものとわざわざを得ません¹³⁾。本判決を受けて、法人税法 132 条の 2 の否認に関する今後の裁判例において、TPR 事件の判断内容が見直されることが期待されます。

4. 税負担の減少目的があったとしても直ちに否認されるわけではない旨を判示したこと

(1) 本判決は、上記 3.(1).②の「合理的な理由となる事業目的等の不存在」のあてはめにおいて、被上告人の組織再編に係る一連の取引の目的には、「多額の利益を生じていた UMKK の事業を承継した被上告人に対して多額の利息債務を負担させることにより、被上告人の税負担の減少をもたらすことが含まれていたといわざるを得ない。」としながらも、「税負担の減少以外に、前記（ア）に説示したとおりの目的

¹¹⁾ 徳地淳=林史高・最高裁判所判例解説 民事篇（平成 28 年度）107 ページ。

¹²⁾ 東京地裁令和元年 6 月 27 日判決訟月 66 巻 5 号 521 ページ、東京高裁令和元年 12 月 11 日判決金商 1595 号 8 ページ（最高裁の不受理により確定）。

¹³⁾ 100%グループ内の適格合併は「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定して」いるという解釈についても、租税法学者や実務家から疑問が呈されています（渡辺徹也「組織再編成に係る一般的否認規定と合併による欠損金の引継ぎ」ジュリスト 1544 号 193 ページ、吉村政穂「繰越欠損金の引継ぎと組織再編成に係る行為計算否認規定の適用」税務事例研究 177 号 9 ページ、西本靖宏「組織再編成に係る一般的否認規定と欠損金の引継ぎ」ジュリスト 1548 号 105 ページ等。）。

TAX LAW NEWSLETTER

があり、これらは、本件組織再編取引等を行う合理的な理由となるものと評価することができる。」と判示し、結論として「税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものである」と判示しています。

これらの判示から、否認対象行為に関し、納税者に税負担の減少目的があったとしても、直ちに法人税法 132 条 1 項により否認されるわけではないことが確認できます。

(2) もっとも、上記 3.(1).②の「合理的な理由となる事業目的等の不存在」の判断においては、「行為・計算の不自然さ（異常性・変則性）の程度との比較や税負担の減少目的と事業目的との主従関係等に鑑み、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の事業目的等が存在するかを考慮する」とされていますので（ヤフー事件の最高裁調査官解説¹⁴）、税負担の減少目的があったことが当該判断において納税者に不利に考慮された結果、否認が認められる可能性がある点には留意が必要です¹⁵。

5. 借入れの融資条件等を独立当事者間の通常取引との比較という視点から検討していること（IBM 事件東京高裁判決）

(1) 本判決は、「本件借入れは、無担保で行われ、被告人は本件借入れが一因となって最終的に貸借対照表上は債務超過となっていることがうかがわれるなど、本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある」として、本件借入れの融資条件等の合理性を、独立当事者間の通常取引（以下「独立当事者間取引」といいます。）との比較という視点から判断しています。

(2) 独立当事者取引との比較を行為計算否認規定の経済的合理性の判断において考慮するという点は、IBM 事件の東京高裁判決¹⁶で採用された判断手法ですが、本件の控訴審判決は、「借入れが企業再編等の一環として行われた場合には、企業再編等自体が、その形態や方法が複雑かつ多様であり、基本的には、いかなる必要性に基づいてどのような形態、方法で行うかにつき当該企業集団の自律的判断に委ねられるものであることからすると、独立当事者間の通常取引に相当する企業再編等の形態、方法を想定することは極めて困難である」として、IBM 事件の東京高裁判決の判断枠組みの適用を明確に否定していました。

¹⁴ 前掲注 11・108-109 ページ。

¹⁵ なお、本判決の①②へのあてはめに関する判示によれば、①において本件組織再編取引等が不自然でないという評価を下すにあたって、既に税負担の減少目的の存在を考慮済みであるようにも見受けられます。結局のところ、経済的合理性という判断基準を前提にすると、組織再編成が不自然でないという評価と、これを行う合理的な理由となる事業目的があるという評価は、多分にオーバーラップしているという理解が可能であるように思われます。

¹⁶ 東京高裁平成 27 年 3 月 25 日判決判時 2267 号 24 ページ（最高裁の不受理により確定）。

TAX LAW NEWSLETTER

しかし、組織再編成に係る一連の取引について独立当事者間取引を想定することは困難であるとしても、借入れの個別の条件等の経済的合理性については、独立当事者間取引との比較は可能と考えられます¹⁷。本判決の上記判示は、本件の控訴審判決の上記判示を実質的に修正するものであり、妥当な判断であると考えられます。

(3) なお、本判決は、「本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある」としつつも、それ以外の事情も考慮すれば、「上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとはいい難い」と判示しており、否認対象行為に独立当事者間取引と異なる点があっても直ちに経済的合理性を欠くことにはならず、独立当事者間取引との比較はあくまで総合判断の一要素に過ぎないことが明らかにされています¹⁸。

V. 終わりに

これまでみてきたように、法人税法 132 条 1 項の不当性要件の解釈適用について判示した本判決は、組織再編成等のプランニングや税務争訟の実務において多大な影響を与えるものといえます。これから組織再編成等を行うことを検討している企業やその税務アドバイザーは、本判決の内容を十分に理解した上で否認リスクの検討を行う必要があります。

文献情報

- 論文 「理論・実務を相対化する ～米国での経験から得られた視点～」
掲載誌 税務弘報
著者 小山 浩
- 論文 「子会社からの配当をめぐる税務上の留意点〔下〕」
掲載誌 旬刊商事法務
著者 小山 浩
- 論文 「税務からみた株式交付制度の活用可能性」
掲載誌 ビジネス法務
著者 小山 浩

¹⁷ [TAX LAW NEWSLETTER 2020 年 10 月号 \(Vol.43\)](#)・8-9 ページ。

¹⁸ なお、IBM 事件の東京高裁判決は、「経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含む」と判示しており、独立当事者間取引と異なる場合には例外なく経済的合理性を欠くこととなるようにも読み得る点が問題とされていましたが（前掲注 11・127 ページ参照）、上記のとおり、本判決によれば、否認対象行為に独立当事者間取引と異なる点があっても直ちに経済的合理性を欠くことにはならないといえます。

TAX LAW NEWSLETTER

- 論文 「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」
- 掲載誌 租税研究
- 著者 小山 浩

NEWS

- The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™にて、当事務所は、Banking and Finance Law 並びに Corporate and Mergers and Acquisitions Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。Taxation 分野からは、小山 浩が"Lawyers of the Year"に選ばれております。
加えて、当事務所の弁護士 127 名が The Best Lawyers in Japan™に、63 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。Taxation 分野から大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸が The Best Lawyers in Japan™、山川 佳子が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選ばれております。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com